

不利益処分に係る処分基準の一部変更（案）及び食品衛生に関する営業等の許可等の取扱要領の一部改正（案）の概要について

平成28年2月
保健医療部 食品・環境衛生課

1 変更及び改正の趣旨

不利益処分に係る処分基準では、特定の者に対して直接に義務を課したり、又は権利を制限したりする処分を行う場合の処分基準を定めています。

また、食品衛生に関する営業等の許可等の取扱要領（以下「許可等取扱要領」という。）では、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）及び食品衛生に関する条例（昭和25年埼玉県条例第32号。以下「条例」という。）に基づく営業の許可及び許可の取消しその他の行政処分等の取扱いについて、必要な事項を定めています。

昨今、食中毒発生の新たな病因物質が増え、処分基準の見直しが必要とされてきています。

法及び条例に係る現行の本市の処分基準では、食中毒を発生させた場合の営業の停止等について、一律の基準を定めていますが、病因物質の特性、違反の原因等を考慮し、営業の停止期間の短縮等を行うことができるよう変更しようとするものです。

また、法及び条例の食中毒を発生させた場合以外の処分基準については、個々の処分について個別具体的な判断をせざるを得ないものであるため、処分基準を設定しないこととしようとするものです。

2 変更及び改正の主な内容

(1) 不利益処分に係る処分基準関係

ア 法第54条の規定による廃棄又は危害除去処置命令、法第55条第1項の規定による許可の取消し、営業の禁止又は停止及び法第56条の規定による施設の整備改善命令、許可の取消し、営業の禁止又は停止の根拠法令・条項に法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む旨の規定を追加します。

イ 法第55条第1項の規定による許可の取消し、営業の禁止又は停止の処分基準を以下のように変更します。

- ① 法第6条の規定に違反した場合（販売等（販売し（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。））、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列することをいう。以下同じ。）をした食品又は添加物に起因して食中毒を発生させた場合に限る。）及び法第16条の規定に違反した場合（販売製造等（販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は営業上使用することをいう。以下同じ。）をした器具又は容器包装に起因して食中毒を発生させた場合に限る。）

別表に定める処分

② ①以外の場合
設定できません。

別表

違反した法の規定	処分の内容			
	営業者又は給食施設設置者（法第4条第7項に規定する営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する場合に、当該食品を供与する人又は法人をいう。以下同じ。）が法第6条又は法第16条のうちいずれか一の規定に違反したことにより処分を行う場合	営業者又は給食施設設置者が法第6条又は法第16条のうちいずれか一の規定（販売等をした食品若しくは添加物又は販売製造等をした器具若しくは容器包装に起因して食中毒を発生させた場合に限る。）に違反したことにより処分した場合であって、当該営業者又は給食施設設置者が同一施設において同一の規定に違反したことにより、2年以内に再度処分を行うとき	営業者又は給食施設設置者が法第6条又は法第16条のうちいずれか一の規定に違反し、かつ、人の健康に係る重大な危害を加えたことにより処分を行う場合	営業者又は給食施設設置者が法第6条又は法第16条のうちいずれか一の規定（販売等をした食品若しくは添加物又は販売製造等をした器具若しくは容器包装に起因して食中毒を発生させた場合に限る。）に違反し、かつ、人の健康に係る重大な危害を加えたことにより、1年以内に再度処分を行うとき
法第6条違反 （販売等をした食品又は添加物に起因して食中毒を発生させた場合に限る。）	3日以上10日以内の営業の全部停止	5日以上20日以内の営業の全部停止	7日以上30日以内の営業の全部停止	許可の取消し又は営業の全部禁止
法第16条違反 （販売製造等をした器具又は容器包装に起因して食中毒を発生させた場合に限る。）	3日以上10日以内の営業の全部停止	5日以上20日以内の営業の全部停止	7日以上30日以内の営業の全部停止	許可の取消し又は営業の全部禁止

備考

- 1 営業の停止期間は、処分の日から起算するものとする。
また、原則として営業の全部停止処分とするが、病因物質の特性、違反の原因等を考慮し、必要に応じて営業の停止期間を短縮し、又は営業の一部停止処分とすることができる。
- 2 この表によりがたい特別の事情がある場合は、この限りでない。

ウ 法第54条の規定による廃棄又は危害除去処置命令、法第56条の規定による施設の整備改善命令、許可の取消し、営業の禁止又は停止及び条例第6条の規定による施設又は設備の整備改善命令、許可の取消し、営業の禁止又は停止の処分基準について、設定しないものとします。

エ 文言の調整等、所要の改正を行います。

(2) 許可等取扱要領関係

ア 不利益処分基準関係の規定を削除します。

イ 行政手続法関係の規定の追加、様式の改正等、所要の改正を行います。

3 施行期日

平成28年4月1日